ラテンアメリカ・レポート
LATIN AMERICA REPORT 2022
Vol. 38, No. 2

論稿

ラテンアメリカにおけるジェンダー・クオータの機能
－女性議員比率の上昇とその効果

A Role of Gender Quotas in Latin America:
The Rise in the Share of Female Legislators and Its Effects

菊池 啓一
KIKUCHI, Hirokazu

要　約：

ジェンダー・クオータの一種である法律型候補者クオータがラテンアメリカに導入されて久しいが、2000～10 年代にみられた後発国による導入と以前からの導入国による改革の動き、また、2000 年代終わり頃からみられ始めているパリティ（男女同数）をめざす動きは、実際の女性議員の比率にどのような影響を与えているのであろうか。この問いについて考察するため、本稿ではラテンアメリカにおける法律型候補者クオータと女性下院議員比率との関係、ならびに、女性閣僚比率と女性下院議員比率との関係を中心に検討した。そして、パリティをめざすべくクオータを引き上げた場合や候補者擁立・順位規定を厳格にしている場合には、従来は同規定の適用が難しいとされてきた非拘束名簿式比例代表制や小選挙区比例代表並立制・併用制を採用している国でも女性下院議員の比率が高まることと、国によっては議会で政治経験を積んだ女性政治家が閣僚に就任するという新たなパターンが生まれてきていることを指摘した。

キーワード：パリティ、ジェンダー・クオータ、法律型候補者クオータ、女性議員、女性閣僚

ラテンアメリカ・レポート　Vol. 38, No. 2, pp. 61-72
https://doi.org/10.24765/latinamericareport.38.2_61
©IDE-JETRO 2022

はじめに

「マチスモ」とよばれる男性優位主義が根強い社会として知られているラテンアメリカであるが（国本 2015）、21 世紀に入り、女性の政治参画の拡大がみられる。その代表例が各国の議会であり、1997 年 1 月時点では平均 10.35%であったラテンアメリカ 20 カ国における女性下院議員の比率は、2010 年 7 月には平均 20.8%を記録し、2021 年 9 月時点では平均 31.9%にまで上昇している[1]。

「マチスモ」社会であるにもかかわらず議会における女性の割合が増加した主因として、「政治の意思決定の場における男性優位を是正するために、候補者や議席、政党幹部の一定比率を女性（あるいは両性）に割り当てる制度」（衛藤・三浦 2014: 15）であるジェンダー・クオータ（gender quotas）の導入を挙げることができよう（国本 2015）。同制度は政党の自発性によって運用される政党型クオータと憲法や一般法を根拠とする法律型クオータとに大別されるが、ラテンアメリカではほとんどの国が後者の一種である「法律型候補者クオータ」（legislated candidate quotas）[2]を採用し、選挙法などによって議会選挙での 20～50%の女性候補擁立を各政党に義務づけているのが特徴的である。ピスコポ（Piscopo 2016）によれば、ラテンアメリカ域内における法律型候補者クオータの受容の波は、1990 年代に発生した「第一世代」としての 12 カ国による相次ぐ法律型候補者クオータの導入、2000～10 年代にみられた「第二世代」としての後発国による法律型候補者クオータの導入と「第一世代」の国々による改革の動き、2000 年代終わり頃からみられ始めている議会におけるパリティ（男女同数）をめざす動き（「第三世代」）、という形で表出しているという。

他方、ラテンアメリカにおけるジェンダー・クオータに対し、次のふたつの問題点が指摘されている。第一に、女性議員比率の上昇は、女性の権利を向上させるような政策の実現には必ずしも結び付いていない（Franceschet and Piscopo 2008）[3]。そして第二に、法律型候補者クオータによる規定の「抜け穴」を探そうとする動きにより、女性議員の比率が法律の想定するレベルに達しないケースがある（Baldez 2007; Jones 2009）。このうち、第二の問題点については、筆者もかつて本誌で検討し、法律型候補者クオータは候補者順位規定や罰則規定が既存の選挙制度とうまく組み合わされた場合に限り機能する点を指摘した（菊池 2010）[4]。しかし、既存の研究は、筆者のものを含めて 2000 年代半ばから 2010 年頃までを対象としたものがほとんどであり、「第二世代」に

[1] 一院制議会の女性議員も含めた数値。列国議会同盟のホームページを参照（2021 年 10 月 27 日閲覧）。ただし、ハイチでは全下院議員の任期が 2020 年 1 月に満了したため、2021 年 9 月時点の値はハイチを除く 19 カ国の平均値である。

[2] 政党型クオータでも、党規約によって議会選挙での一定比率の候補を女性とする候補者クオータが一般的であるが、法律型クオータの場合にはラテンアメリカでよくみられる候補者クオータのほかに、議席の一定割合を女性に配分する議席クオータを採用しているケースもある（衛藤 2007）。なお、筆者は Krook（2009）に依拠してジェンダー・クオータを「指定枠クオータ」「政党型クオータ」「選挙法型クオータ」の 3 種類に分類したことがあるが（菊池 2010）、「選挙法型クオータ」と本稿の「法律型候補者クオータ」は同じものを指している。

[3] たとえば、アルゼンチンでは 2001 年から上院選にも法律型候補者クオータが適用されるようになったが、2001～07 年はジェンダー関連法案の採択率が低下した（菊池 2014）。

[4] ジョーンズ（Jones 2009）も、規定の「抜け穴」がないように注意深く設計された法律型候補者クオータが女性議員比率の向上に寄与する度合いの大きさを強調している。

おける導入・改革の効果や、パリティをめざす「第三世代」の動きの影響はあまり検討されてきていない。

そこで本稿では、「第二世代」と「第三世代」の動きが女性の政界進出の実態に与えた効果を検討すべく、2010 年以降のラテンアメリカにおける法律型候補者クオータの内容とその効果について論じる。具体的には、まず法律型候補者クオータの様相を概観し、女性下院議員比率への影響を考察する。そして、女性閣僚も増加傾向にあることを確認した後に、女性下院議員の増加の女性閣僚比率の上昇への影響について検討する。

1．ラテンアメリカにおけるジェンダー・クオータと女性議員比率

（1）法律型候補者クオータの様相

先述したように、筆者は以前にも菊池（2010）でラテンアメリカにおけるジェンダー・クオータについて考察したが、ジェンダー・クオータを運用し、かつ、女性下院議員の比率が 25%を超えていたのは、2010 年 7 月時点ではアルゼンチン、ボリビア、コスタリカ、エクアドル、メキシコ、ペルーの 6 カ国にすぎなかった。このような状況について、菊池（2010）が指摘したのは次の 2 点である。第一に、法律型候補者クオータについては、拘束名簿式比例代表制が単独もしくは小選挙区制との併用で導入されている国では候補者順位規定、非拘束名簿式比例代表制が導入されている国では違反の際の罰則規定と上手く組み合わせられなければ、女性議員の比率は向上しない。そして第二に、西ヨーロッパでよくみられる政党型クオータについては、ラテンアメリカでは実施政党が議席を獲得できない事例やクオータを定めた自党の党規約を遵守しない事例が少なくない。以上の 2 点が象徴的であるように、ラテンアメリカのジェンダー・クオータは 2010 年 7 月時点ではあまり機能していなかったと考えられるが、2021 年 9 月時点ではどのような状況にあるのであろうか。

表 1 は、ラテンアメリカ各国における法律型候補者クオータと下院選で採用されている選挙制度の特徴、および、3 つの時点（1997 年 1 月、2010 年 7 月、2021 年 9 月）での女性下院議員の比率をまとめたものである。2010 年 7 月時点では政党型クオータのみが選挙に適用されている国が 7 カ国（チリ、エルサルバドル、グアテマラ、ハイチ、ニカラグア、ウルグアイ、ベネズエラ）存在していたが、現在はグアテマラのみになっているため、本稿では法律型候補者クオータに注目して議論を進めたい。

表１　ラテンアメリカにおけるジェンダー・クオータと女性下院議員の比率 (1)

国名	法律型候補者クオータ						選挙制度（下院）				女性下院議員の比率(%)		
	成立年	最新改正年	クオータ(%): 2010年７月	クオータ(%): 2021年9月	候補者擁立・順位規定	罰則規定	小選挙区制	拘束名簿式比例代表制	非拘束名簿式比例代表制	自由名簿式比例代表制	1997年1月	2010年7月	2021年9月
アルゼンチン	1991	2017	30	50	●	●		●			25.3	38.5	42.4
ボリビア	1997	2010	50(8)	50	●	●	●	●			6.9	25.4	46.2
ブラジル	1997	2009	30（下院）	30（下院）		●			●		6.6	8.8	15.2
チリ	2015(2)			40		●			●		7.5	14.2	22.6
コロンビア	1999(3)	2011	30	30		●		●	●(11)		11.7	12.7	18.8
コスタリカ	1997	2009	50	50	●	●		●			15.8	38.6	45.6
キューバ											22.8	43.2	53.4
ドミニカ共和国	1997	2018	33（下院）	40（下院）	●	●			●		11.7	20.8	27.9
エクアドル	1997	2009	50	50	●	●		●(10)			3.7	32.3	39.4
エルサルバドル	2013			30		●				●(13)	15.5	19.0	27.4
グアテマラ								●			12.5	12.0	19.4
ハイチ	2012(4)			30			●				3.6	4.1	(14)
ホンジュラス	2000	2021	30	50(9)	●	●				●	7.8	18.0	21.1
メキシコ	1996	2014	40	50	●	●	●	●			8.8	26.2	50.0
ニカラグア	2012(5)			50	●			●			10.8	20.7	50.6
パナマ	1997	2012	30	50		●			●		9.7	8.5	22.5
パラグアイ	1996		20	20	●	●			●(12)		2.5	12.5	16.3
ペルー	1997	2020	30	50	●	●			●		10.8	27.5	40.0
ウルグアイ	2009	2017(7)	33	33	●	●		●			7.1	15.2	24.2
ベネズエラ	1997(6)		30（比例区）	30（比例区）			●	●			5.9	17.5	22.2 (15)

（注）
（１）下院に関するデータは一院制議会の場合も含めて記載。また、法律型候補者クオータの「候補者擁立・順位規定」と「罰則規定」および選挙制度の各欄では、各項目に該当する場合のみ●印を付した。選挙制度の欄において●が複数ある場合は、それらの制度が併用されていることを示している。
（２）2017～29 年の選挙にのみ適用される予定。
（３）違憲判決によって効力が停止されていたが、2009 年の憲法改正によって 2011 年に法律型候補者クオータの運用が再開された。
（４）2012 年に改正された現行憲法は公職をはじめとするあらゆるポストの最低 30%に女性が就くことをうたっているが、2019 年選挙の延期により 2020 年 1 月に全下院議員と 3 分の 2 の上院議員が失職し、国会が機能不全に陥っている。
（５）2014 年に改正された憲法でもパリティ（50%）がうたわれている。
（６）違憲判決により効力が停止されている。ただし、2015 年の国会議員選挙の際、国家選挙審議会の決議が候補者の 40%（可能な限り 50%）を女性にすることを求めた。
（７）2014 年の選挙にのみ適用される予定であった 2009 年の規定の効力を延長したもの。ただし、候補者擁立・順位規定は一部緩められた。
（８）2010 年 6 月の法改正からパリティ（50%）を採用。それまでは、下院比例区に 30%、上院に 25%のクオータが適用されていた。
（９）クオータを 40%に引き上げた 2012 年の法改正で、2016 年以降のパリティ（50%）実施も規定されていた。
（10）以前は自由名簿式であったが、2020 年の法改正により、2021 年の選挙から拘束名簿式に移行。
（11）2003 年の改革以降、各政党が拘束名簿式か非拘束名簿式を選挙の際に選択する方式になっているが、多くの政党が後者を採用している。
（12）以前は拘束名簿式であったが、2019 年の法改正により、2023 年の選挙から非拘束名簿式に移行予定。
（13）2015 年から自由名簿式に移行。
（14）全下院議員の任期が 2020 年 1 月に満了している。
（15）2015 年の選挙で選出された国会議員に占める女性の比率。
（出所）菊池（2010）、Piscopo（2016）、Mustillo and Polga-Hecimovich（2020）および列国議会同盟のホームページ・列国議会同盟のホームページ・「ラテンアメリカの政治改革」プロジェクトのホームページをもとに筆者作成（2021 年 10 月 27 日閲覧）。

2010 年と 2021 年とを比較すると、ピスコポ（Piscopo 2016）のいうところの「第二世代」の動きが顕著であったことがわかる。後発国のチリ（2015 年）、エルサルバドル（2013 年）、ニカラグア（2012 年）などでも法律型候補者クオータが導入されたことにより、現在ラテンアメリカ 20 カ国中 16 カ国で同制度が運用されている[5]。さらに、「第一世代」の 12 カ国中 6 カ国で 2010 年 7 月以降に何らかの改革が行われており、そのうちアルゼンチン、ドミニカ共和国、メキシコ、パナマ、ペルーの 5 カ国での法改正はクオータの引き上げを伴うものであった。

また、近年のラテンアメリカを特徴づけているのがパリティをめざす「第三世代」の動きである。ラテンアメリカにおいてパリティが民主主義に必要不可欠な要素であると認識されるようになったのは、2007 年にキトで開催された国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（CEPAL）の第 10 回ラテンアメリカ・カリブ地域女性会議（Conferencia Regional sobre la Mujer de América Latina y el Caribe）からであった（Piscopo 2014）。ただし、域内での受容の動きは早く、2010 年 7 月時点でボリビア、コスタリカ、エクアドルがすでにパリティを採用しており、現在は 9 カ国がクオータを 50%に設定している[6]。そして、違憲審査の対象となることを避ける意味においても、その重要な根拠となるのが憲法による女性の政治参画（もしくは男女共同参画）の機会の保障であり、ホンジュラスとパナマを除く 7 カ国の憲法にはすでにそれに該当する条項が書き加えられている（Piscopo 2016）。

（2）法律型候補者クオータの女性下院議員比率への影響

表 1 に掲載されている各国の女性下院議員比率の平均値を計算すると、2010 年 7 月には平均 20.8%であったラテンアメリカにおける女性下院議員の比率は 2021 年 9 月時点で平均 31.9%にまで上昇していることがわかる。ラテンアメリカでは法制度と実態の乖離が生じることも少なくないが、この上昇傾向は、法律型候補者クオータの効果を反映したものなのであろうか。

表 1 の 2021 年 9 月における女性下院議員の比率に注目すると、ラテンアメリカで最も比率の高い国はジェンダー・クオータを採用していないキューバ（53.4%）である[7]。ただし、同国は共産党によって選ばれた候補者に対する信任投票という形で議員を選出しており、それ以外の法律型候補者クオータ非実施国における女性下院議員の比率の平均は 20.8%にすぎない。他方、実施国の平均値は 31.9%であり、非実施国の値を 10%ポイント以上上回っている。よって、2010〜21 年のあいだに多くの国でクオータの引き上げが行われたこともあり、法律型候補者クオータには一定の効果はあると推測できる。

---

[5] 2010 年時点ではコロンビアとベネズエラで法律型候補者クオータの効力が違憲判決により停止されていた（菊池 2010）。このうち、前者では 2009 年の憲法改正を受けて 2011 年から議員候補者に対するクオータが新法の下に運用されているが、後者では違憲判決が有効なままである。ただし、2015 年の国会議員選挙の際、国家選挙審議会の決議が候補者の 40%（可能な限り 50%）を女性にすることを求めた（「ラテンアメリカの政治改革」プロジェクトのホームページ、2021 年 10 月 27 日閲覧）。また、ハイチでは 2019 年選挙の延期により、全下院議員と 3 分の 2 の上院議員の任期が 2020 年 1 月で満了してしまっている。

[6] この 9 カ国以外でもパリティを求める動きが活発化している。たとえば、チリでは、新憲法を制定する制憲議会議員の選出にパリティが導入された。“Chile a la vanguardia: el único país en el mundo en crear una Constitución con paridad de género.” *La Tercera*, 26 de octubre, 2020.

[7] キューバ共産党はジェンダー・クオータに否定的であるが、実際には男女比を考慮した候補者選出が行われている（Luciak 2005）。

さらに、選挙制度との関係で罰則規定や候補者擁立・順位規定の有無に注目すると、罰則規定はほとんどの国で採用されているため各国の下院における女性議員比率の差異をうまく説明できないのに対し、候補者擁立・順位規定の有無の影響は大きいと考えられる。法律型候補者クオータは、拘束名簿式比例代表制（closed-list proportional representation）における女性候補者の名簿順位に一定の義務を課すことによって最もその効果を発揮するとされているが（Krook 2009）、ラテンアメリカの事例もそのような既存の研究の知見を裏づけるものになっている。すなわち、2023年以降に非拘束名簿式に移行する予定のパラグアイを含め、拘束名簿式比例代表制を単独で運用している 6 カ国の法律型候補者クオータには候補者擁立・順位規定が含まれており、これらの国の女性下院議員比率の平均は 36.4%に達している。しかも、このなかで比率が低迷しているのは、定数の小さい選挙区が多いにもかかわらず、予備選挙で候補者名簿の 5 位ごとに女性をひとり擁立することしか義務づけていないパラグアイ（16.3%）と（Jones 2009）、2017 年の法改正の際に定数 2 の選挙区への 2 名の男性候補者擁立禁止規定を廃止したウルグアイ（24.2%）[8]のみである。

他方、非拘束名簿式比例代表制（open-list proportional representation）や自由名簿式比例代表制（free-list proportional representation）[9]といった有権者が候補者に対して投票できる選挙制度においても、候補者擁立・順位規定の存在はある程度有効である。従来これらの選挙制度下で候補者擁立規定・順位規定を適用することは難しいと考えられており（Jones 2009）、現在非拘束名簿式を採用している 6 カ国の女性下院議員の比率は平均 24.5%にすぎないが、候補者擁立・順位規定の存在するドミニカ共和国とペルーの平均は 34.0%である。このうち、2020 年に急遽法改正を行ったペルーでは、法律第 31030 号によってクオータが 50%に引き上げられ、各党にペルー全土に擁立する候補者の半数を女性とすることと各選挙区の候補者名簿を男女もしくは女男の順にすることが義務づけられている[10]。ペルーの国会議員選挙では、有権者が政党に対して投票することに加えて任意で 2 名まで自分の応援したい候補者の名簿番号を記入することができるという形式の非拘束名簿式が採用されており、基本的には各候補者の得票数によって当選者が決定される[11]。しかし、上記のような順位規定は、定数の小さい選挙区においても各党の候補者の半数が女性となることを意味する。そのため、33 名の議員が選出されるリマ以外はすべて定数が一桁の選挙区であるペルーでは同規定のインパクトも大きく、2021 年 4 月に行われた総選挙では議員当選者の 40%が女性となった。ただし、非拘束名簿式で候補者擁立・順位規定の存在しない 4 カ国については、元々のクオータの設定が低いこともあり、女性下院議員の比率は平均 19.8%である。

また、日本の選挙制度との対比から興味深いのは、小選挙区比例代表併用制を採用しているボ

[8] 正確には、2 名の候補者が同じ性であってはならないという規定であった「ラテンアメリカの政治改革」プロジェクトのホームページ（2021 年 10 月 27 日閲覧）。

[9] 有権者はひとり 2 票以上を有し、それらの票を異なる政党の候補者に投じても構わない制度。非拘束名簿式比例代表制と同様に、各党への議席配分を計算する際には、各候補者への投票はそれぞれの所属政党への投票としてカウントされる（Mustillo and Polga-Hecimovich 2020）。スイスやルクセンブルクなどでも採用されているが、制度的類似性から非拘束名簿式の一種として扱われることも少なくなく、菊池（2010）でも Jones（2009）に準じ当時自由名簿式を採用していたエクアドルとホンジュラスを非拘束名簿式に分類した。

[10] 2019 年の法改正ではクオータは 40%とされ、2026 年に 45%、2031 年に 50%と段階的に引き上げられる予定であった。「ラテンアメリカの政治改革」プロジェクトのホームページ（2021 年 10 月 27 日閲覧）。

[11] 候補者名簿順が当選者の決定に影響するのは、有権者全員が候補者ではなく政党に投票する、もしくは、複数の候補者の得票が同数になるという極めて稀な場合である。本稿でのペルーの選挙制度の記述には、京都大学東南アジア地域研究研究所の村上勇介教授にご教示いただいた点も反映されている。ここに記して感謝したい。

リビア（46.2%）と小選挙区比例代表並立制を採用しているメキシコ（50.0%）での女性下院議員の比率が高いことである。いずれの国も政治分野における女性の政治参画の保障をうたう憲法改正に呼応する形でクオータが50%に引き上げられた事例である。ボリビアの場合、下院選では70名が小選挙区、53名が比例区（拘束名簿式）から選出されるが、比例名簿を上位から男女もしくは女男の順にすることと同時に小選挙区に擁立する候補者の半数を女性とすることが義務づけられている[12]。また、メキシコでは、下院選で300名が小選挙区、200名が比例区（拘束名簿式）から選出されるが、ボリビアと同様の規定に加えて全国に5つある比例区のうちの少なくともふたつの比例区の比例名簿第一位を女性にする必要がある[13]。従来、小選挙区制下で女性議員比率を候補者クオータによって高めることの限界も指摘されていたが（Larserud and Taphorn 2007）、ボリビアとメキシコの事例は小選挙区制においても厳しい候補者擁立規定の存在が女性議員比率の向上につながることの証左であるといえよう。

ここまでみてきたように、2010年時点と比べて、現在の法律型候補者クオータは女性議員比率の向上に貢献していると考えられる。とくに、ラテンアメリカにおけるパリティをめざす潮流を受けてクオータの引き上げを行った国や、候補者擁立・順位規定を厳格化する改革を行った国では、従来は同規定の適用が難しいとされてきた非拘束名簿式比例代表制や小選挙区比例代表並立制・併用制を採用しているケースでも女性下院議員の比率が高まっている。しかしその一方で、クオータの引き上げや候補者擁立・順位規定の厳格化が行われていない国では、比率が低い水準にとどまっている。

2．女性下院議員の比率と女性閣僚の比率の関係

（1）パリティと女性閣僚の増加

前節ではラテンアメリカにおける法律型候補者クオータと女性議員比率について検討したが、そこでのキーワードのひとつはパリティであった。ただし、パリティの提唱者はポジティブ・アクションであるクオータとの違いを強調する。そして、世界の総人口の約半分を占める女性のもつ本質的な権利のひとつであるパリティは、民主主義に不可欠な要素であり、議会に限らずあらゆるレベルの政治的ポジションに適用されるべきであると主張する（Piscopo 2014）。また、国連女性機関（UN Women）は政治・公共分野における女性の平等な参画とリーダーシップが2030年までの持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）の達成に不可欠であるとして、世界各国の政府・議会・地方政府における女性参画の現状への懸念を表明している[14]。

「第三世代」のパリティをめざす潮流があるなか、行政府のポジションへの女性の登用も活発

[12] 国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（CEPAL）のホームページ（2021年10月27日閲覧）。

[13] 正確には、5つのうちのふたつの比例区の比例名簿第一位を同じ性の候補者とし、次の選挙では別の性の候補者が当該比例区の名簿第一位に入ることを義務づける規定である。メキシコ連邦下院のホームページ（2021年10月27日閲覧）。

[14] 国連女性機関のホームページ（2021年10月27日閲覧）。持続可能な開発目標のひとつが、「ジェンダー平等を実現しよう」（Gender Equality）である。

になってきているのであろうか。図 1 は 2008 年～21 年の女性閣僚の比率について、ラテンアメリカ各国の平均値とアルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コスタリカ、メキシコにおける経年変化をまとめたものである。女性閣僚の比率の平均値に注目すると、2021 年 1 月の比率は、2020 年 1 月の値（33.5%）には及ばないものの 30.1%であり、2008 年 1 月（23.5%）や 2010 年 1 月（22.8%）の数値と比べると明らかに増加していることがわかる。

図 1　ラテンアメリカにおける女性閣僚の比率

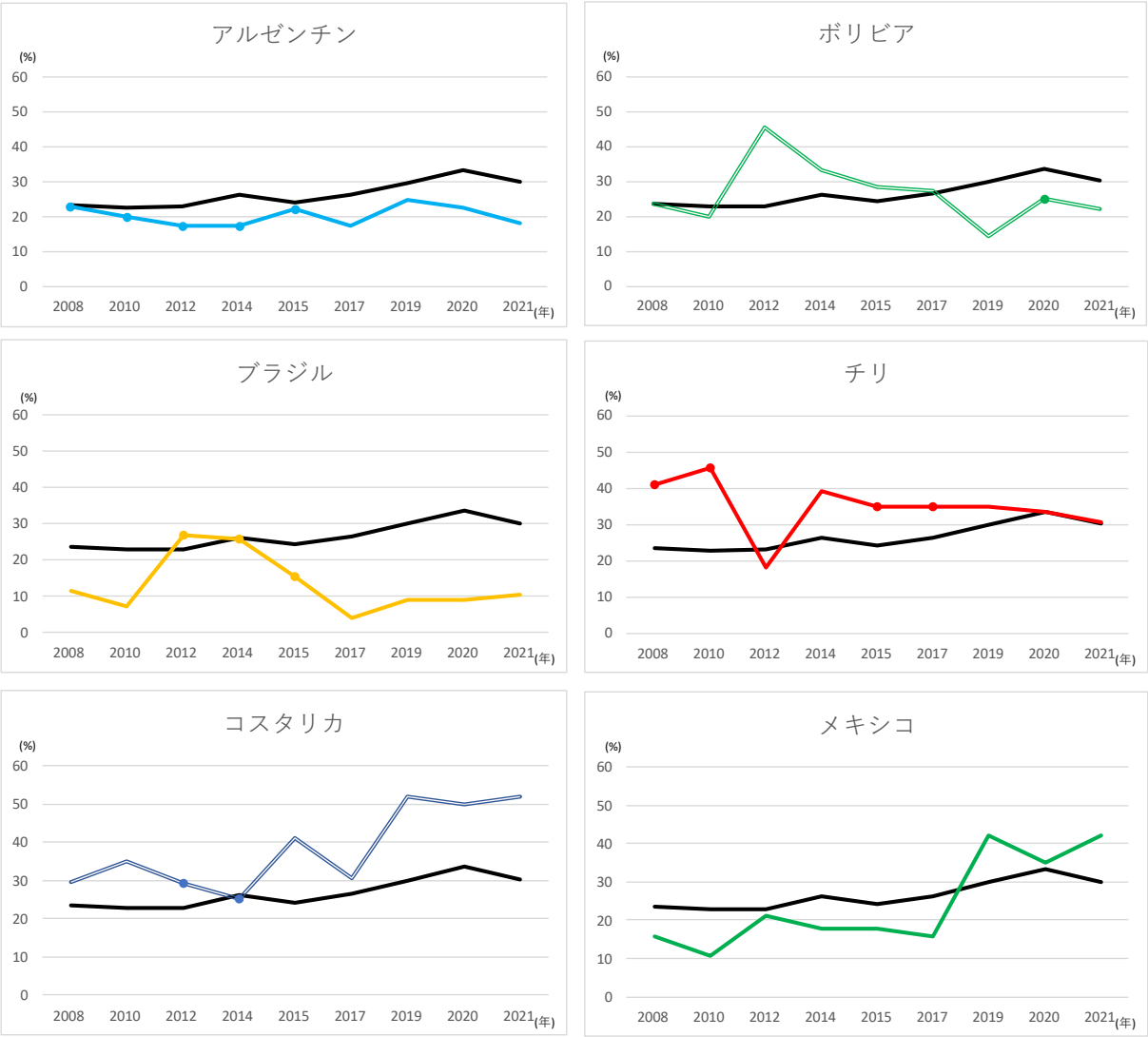

（注）いずれも各年の 1 月 1 日時点の値であり、黒線はラテンアメリカ 20 カ国における女性閣僚比率の平均値を示している。平均値の計算にあたり、欠損データである 2008 年 1 月のホンジュラス、および 20017 年 1 月・2020 年 1 月のハイチの値は含まれていない。また、各国のグラフの〇印は、該当年の大統領が女性であったことを示している。
（出所）Piscopo（2016）および列国議会同盟のホームページをもとに筆者作成（2021 年 10 月 27 日閲覧）。

ただし、大統領が女性であるからといって女性閣僚の人数が増えるとは限らない。ホンジュラス大統領選でカストロ（Xiomara Castro）が勝利したものの、2021 年 11 月時点のラテンアメリカに女性が大統領を務める国は存在していないが、2010 年代はアルゼンチンのフェルナンデス（Cristina Fernández de Kirchner、2007～15 年在職）、ブラジルのルセフ（Dilma Rousseff、2011～16 年在職）、チリのバチェレ（Michelle Bachelet、2006～10 年・2014～18 年在職）、コスタリカのチンチージャ（Laura Chinchilla、2010～14 年在職）が大統領選に勝利し、ボリビアのアニェス（Jeanine Añez、2019～20 年在職）も暫定大統領を務めた。しかし、各国の女性閣僚比率の経年変化をみると、バチェレ政権とルセフ政権では比率が高くなったものの、フェルナンデス政権とアニェス政権ではあまり変化はなく、チンチージャ政権では後期にむしろ比率が低下した。

他方、パリティ導入の重要な根拠となる女性の政治参画機会を保障する憲法条項の存在と女性閣僚比率とも単純な関係にはない。確かに、2021 年 1 月の時点で比較すると、同条項を有する 11 カ国の女性閣僚比率の平均値は 34.3%であり、有しない 9 カ国の平均値の 25.0%を上回っている。しかし、それぞれの国について経年比較をすると、コスタリカのように近年の比率が 50%を超え、メキシコのように比率が 50%に近づきつつある国がある一方で、アルゼンチンのように比率が低迷したままの国もある。また、2009 年に制定されたボリビア多民族国憲法では、多民族性と男女平等を尊重した閣僚任命を行うことが大統領の責務のひとつとされているが（菊池 2010）[15]、2012 年 1 月には 45.5%を記録していた女性閣僚の比率は 2021 年 1 月時点で 22.2%にまで低下している。

（2）女性下院議員比率と女性閣僚比率との相関関係

それでは、なぜ近年のラテンアメリカにおいて女性閣僚比率は上昇傾向にあるのであろうか。ここでは、女性下院議員比率との関係から考えてみたい[16]。先述したように、ラテンアメリカは「マチスモ」社会であり、女性政治家は限られた存在であった。しかし、ジェンダー・クオータの効果により、議会を中心に政界に進出する女性の人数が増加している。そのため、仮に大統領が閣僚に女性を任命しようとすると、女性議員のなかから候補者を探すと推測される。よって、女性下院議員の比率の上昇が女性閣僚比率の上昇にもつながると考えられる。また、エクアドルの事例を分析したバサベ・セラノ（Basabe-Serrano 2020）によれば、女性下院議員の比率の上昇による世論の女性政治家に対する評価が、大統領により多くの女性閣僚を受け入れることを決断させるという。

図 1 での平均値の計算に使用した 2008、2010、2012、2014、2015、2017、2019～21 年 1 月の女性閣僚比率について、分析単位を国・年（country-year）として同月の女性下院議員比率[17]との相関係数を計算すると、係数が 0.305 であり、0.1%水準で有意である（N=177）。すなわち、弱い相関ではあるが、確かに有意である、というのが女性閣僚比率と女性下院議員比率との関係である。

[15] コロンビアでは、閣僚ポストや司法府のポストをはじめとする任命制のポストについても 30%クオータが存在している（菊池 2010）。

[16] その他の女性閣僚の増加を説明し得る要素としては、女性の就学年数といった社会経済指標（Basabe-Serrano 2020）、大統領所属政党の議会での議席占有率（Basabe-Serrano 2020）、大統領と所属政党との関係（Escobar-Lemmon and Taylor-Robinson 2008）などがある。

[17] 列国議会同盟のホームページのデータを参照（2021 年 10 月 27 日閲覧）。

相関が弱い理由のひとつとして、政治家ではない専門家が自身の造詣の深い分野の閣僚となるケースが少なくない点を指摘できよう。たとえば、2021 年 1 月時点での女性閣僚の比率が 18.2%であるアルゼンチンの場合、同年 9 月 20 日まで治安相を務めたフレデリック（Sabina Frederic）は軍や治安部隊における服従について研究を進めてきた社会人類学者[18]、2021 年 2 月 20 日に副大臣から保健相に昇格したビゾッティ（Carla Vizzotti）は医師資格を持つ感染症の専門家である[19]。また、2021 年 1 月時点での女性閣僚の比率が 52.0%であるコスタリカでも、11 月 14 日まで公教育相を務めたクルス・マドゥーロ（Guiselle Cruz Maduro）は教育学の専門家[20]、文化青年相のドゥラン・サルバティエラ（Sylvie Durán Salvatierra）はパフォーマンスアートの専門家[21]、住宅・人間居住相のカンポス・ゴメス（Irene Campos Gómez）は環境工学の専門家[22]、科学イノベーション技術通信相のベガ・カスティージョ（Paola Vega Castillo）は電子工学の専門家[23]、というように非政治家の女性閣僚が少なくない。

しかしその一方で、2021 年 1 月時点で、何らかの形で国政レベルもしくは地方レベルで議員職を経験している女性閣僚の存在が 20 カ国中 12 カ国で確認されている。なかでも、女性下院議員の比率の高いメキシコでは現在 7 名いる女性閣僚のうちの 4 名が連邦議員経験者であり、エネルギー相のナーレ（Rocío Nahle）と公教育相のゴメス・アルバレス（Delfina Gómez Álvarez）が元上院・下院議員、経済相のクルティエール・カリージョ（Tatiana Clouthier Carrillo）と労働社会保障相のアルカルデ・ルハン（Luisa María Alcalde Luján）が元下院議員である[24]。よって、現時点では専門家の女性が閣僚に任命されることが多いものの、国によっては女性政治家が議会で政治経験を積んだのちに閣僚に就任するというパターンも出始めていると解釈することはできよう。

おわりに

ラテンアメリカに法律型候補者クオータが導入されて久しいが、2000〜10 年代にみられた後発国による導入と以前からの導入国による改革の動き、また、2000 年代終わり頃からみられ始めているパリティ（男女同数）をめざす動きの影響はどのようなものなのであろうか。この問いについて考察するため、本稿ではラテンアメリカにおける法律型候補者クオータと女性下院議員比率との関係と、女性閣僚比率と女性下院議員比率との関係を中心に検討した。そして、法律型候補者クオータが女性議員比率の上昇に貢献しており、パリティをめざすべくクオータを引き上げた場合や候補者擁立・順位規定を厳格にしている場合には、従来はクオータとの相性が悪いとされてきた非拘束名簿式比例代表制や小選挙区比例代表並立制・併用制を採用している国でも女性下院議員の比率が高まることを示した。他方、女性下院議員比率と女性閣僚比率とのあいだの相関

[18] 国立科学技術研究評議会のホームページ（2021 年 11 月 17 日閲覧）。
[19] コルドバ国立大学のホームページ（2021 年 11 月 17 日閲覧）。
[20] コスタリカ大学のホームページ（2021 年 11 月 17 日閲覧）。
[21] 文化青年省のホームページ（2021 年 11 月 17 日閲覧）。
[22] 住宅・人間居住省のホームページ（2021 年 11 月 17 日閲覧）。
[23] 科学イノベーション技術通信省のホームページ（2021 年 11 月 17 日閲覧）。
[24] 大統領府のホームページ（2021 年 11 月 17 日閲覧）。

係数が有意であることは、国によっては女性議員経験者が閣僚ポストを得るパターンが出始めていることを示唆してはいるものの、まだ弱い相関である。

パリティをめざす潮流を受け、ラテンアメリカ全体としては下院や閣僚ポストに占める女性の割合が以前にも増して上昇傾向にある。しかしその一方で、人工妊娠中絶の合法化といったような女性の権利と宗教的価値観とが交錯する問題や、性的マイノリティに対する権利保障といた問題については、国によって対応が大きく分かれつつある。これらの問題が各国でどのように扱われ、また、それが今後の立法・行政における女性比率にどのような影響を与えるのかも含めて、今後もラテンアメリカにおけるジェンダー・クオータに関する「定点観測」を続けていきたい。

参考文献

〈日本語文献〉

衛藤幹子 2007.「女性の過少代表とクオータ制度―特定集団の政治的優先枠に関する考察―」『法学志林』104(4): 1-46. http://doi.org/10.15002/00006432

衛藤幹子・三浦まり 2014.「なぜクオータが必要なのか―比較研究の知見から」三浦まり・衛藤幹子編『ジェンダー・クオータ―世界の女性議員はなぜ増えたのか』明石書店 15-39.

菊池啓一 2010.「ラテンアメリカにおけるジェンダー・クオータと女性の政界進出」『ラテンアメリカ・レポート』27(2): 38-49.http://hdl.handle.net/2344/00005943

――― 2014.「アルゼンチンにおける法律型クオータの導入とその効果」三浦まり・衛藤幹子編『ジェンダー・クオータ―世界の女性議員はなぜ増えたのか』明石書店 117-145.

国本伊代 2015.「ラテンアメリカ―女性が活躍する 21 世紀―」国本伊代編『ラテンアメリカ　21 世紀の社会と女性』新評論 13-38.

〈外国語文献〉

Baldez, Lisa. 2007. “Primaries vs. Quotas: Gender and Candidate Nominations in Mexico, 2003.” *Latin American Politics and Society*, 49(3): 69-96. https://doi.org/10.1111/j.1548-2456.2007.tb00383.x

Basabe-Serrano, Santiago. 2020. “La sub representación de mujeres en gabinetes ministeriales: El caso ecuatoriano en perspectiva comparada, 1979–2015.” *Latin American Research Review*, 55(1): 31-48. https://doi.org/10.25222/larr.204

Escobar-Lemmon, Maria, and Michelle M. Taylor-Robinson. 2008. “How Do Candidate Recruitment and Selection Processes Affect the Representation of Women?” In Peter M. Siavelis, and Scott Morgenstern eds., *Pathways to Power: Political Recruitment and Candidate Selection in Latin America*. University Park: The Pennsylvania State University Press.

Franceschet, Susan, and Jennifer M. Piscopo. 2008. “Gender Quotas and Women’s Substantive Representation: Lessons from Argentina.” *Politics & Gender*, 4(3): 393-425. https://doi.org/10.1017/S1743923X08000342

Jones, Mark P. 2009. “Gender Quotas, Electoral Laws, and the Election of Women: Evidence from the Latin American Vanguard.” *Comparative Political Studies*, 42(1): 56-81. https://doi.org/10.1177%2F0010414008324993

Krook, Mona Lena. 2009. *Quotas for Women in Politics: Gender and Candidate Selection Reform Worldwide*. New York: Oxford University Press.

Larserud, Stina, and Rita Taphorn. 2007. *Designing for Equality: Best-Fit, Medium-Fit and Non-Favourable Combinations of Electoral Systems and Gender Quotas*. Stockholm: International IDEA. https://www.idea.int/publications/catalogue/designing-equality-best-fit-medium-fit-and-non-favourable-combinations

Luciak, Ilja A. 2005. “Party and State in Cuba: Gender Equality in Political Decision Making.” *Politics & Gender*, 1(2): 241-263. https://doi.org/10.1017/S1743923X05050063

Mustillo, Thomas, and John Polga-Hecimovich. 2020. “Party, Candidate, and Voter Incentives under Free List Proportional Representation.” *Journal of Theoretical Politics*, 32(1): 143-167. https://doi.org/10.1177%2F0951629819893023

Piscopo, Jennifer M. 2014. “Rights, Equality, and Democracy: The Shift from Quotas to Parity in Latin America.” EUI Working Paper RSCAS 2014/87. http://hdl.handle.net/1814/32652

――― 2016. “Quota Laws and Gender Equality.” In Joe Foweraker and Dolores Trevizo eds., *Democracy and Its Discontents in Latin America*. Boulder: Lynne Rienner.

（きくち・ひろかず／アジア経済研究所）